

○財務省告示第二百二十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成三十年四月九日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百五十回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。募集取扱機関による募集の取扱
四	発行方法	いによる発行
五	発行額	額面金額で九億五千百万円
六	払込金額	九億五千八百五十一万八千五百
七	最低額面金額	五十万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成三十年四月九日
十	発行価格	額面金額百円につき百円七十八
十一	利率	年〇・一パーセント

